

令和7年分ふるさと納税のワンストップ特例申請に係るデータの未送信について（お詫び）

1. 概要

令和7年中（令和7年1月1日～12月31日）に東峰村へふるさと納税をしていただいた寄附者の方で、確定申告を不要とする「ワンストップ特例申請」をご提出いただいた方につきまして、本村から寄附者の居住自治体に寄附者の申請データを送付すべきところ、未送信であったため、令和8年度住民税の寄附金税額控除が適用されていなかったことが判明しました。

2. 対象者及び対象となる寄附の内容

- （1）対象者（令和7年ワンストップ特例の申請者）
2,844名
- （2）対象となる寄附の内容
 - ① 寄附件数：2,844件
 - ② 寄附金額：39,971千円（一人当たり最高額：126千円）
 - ③ 申請データ未送信先自治体：582市区町村

3. 発覚の経緯

令和8年5月13日、令和7年中に寄附いただいた方から寄附金税額控除が適用されていない旨の問い合わせがあり、その後2件、同様の問い合わせがあったことから、原因を調査したところ、寄附者の居住自治体へワンストップ特例申請のデータを送信していないことが発覚したものです。

4. 原因

ワンストップ特例申請をいただいた寄附金情報を令和8年度の税額控除に適用するためには、令和8年1月末までに、申請者の居住自治体に申請データを送付する必要があります。本村では、寄附者からのワンストップ特例申請の受付及び居住自治体に送付するための申請データベースの作成・納品を民間事業者に委託しておりましたが、担当職員が電子データを受領しておらず、そのまま各自自治体に送付する業務を失念していたため、未送信となったものです。

5. 対応

今回対象となる寄附者の皆さまにおかれましては、今後、居住自治体での税額更正又は税務署への確定申告により、住民税の寄附金税額控除を受けることができます。

本村では、事案の判明後直ちに、寄附者の居住自治体に申請データを送付し、お詫びとワンストップ特例による税額更正のお願いの対応を電話、文書にて行っております。

寄附者の皆さまに対しましても、お詫びと税額更正の手続きについての文書を追って送付させていただきます。

6. 再発防止策

業務に係る年間スケジュール及び事務手順書を整備し、係内で共有するとともに、定期的な課内、係内会議による業務進捗管理、複数職員での確認の徹底に努めてまいります。

7. お詫び（村長コメント）

この度は、東峰村を応援していただいた寄附者の皆さま、また、寄附者がお住まいの自治体の皆さまに多大なるご迷惑をおかけし、心からお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起きることのないよう、業務マニュアルや事務処理の確認体制の見直しを一層進めるとともに、本村に関わりを持っていただいている皆様からの信頼の回復に向けて、職員一同、尽力してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。